

吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約を次のとおり変更するものとする。

吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

吉田町と藤枝市との間の救急医療事務の委託に関する規約（昭和56年藤枝市告示第15号の9）の一部を次のように変更する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「第233条第5項」を「第233条第6項」に改め、同条を第6条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。